【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年８月７日
【事業年度】	第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)
【会社名】	株式会社長野銀行
【英訳名】	THE NAGANOBANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　中　條　　功
【本店の所在の場所】	長野県松本市渚２丁目９番38号
【電話番号】	松本(0263)27－3311(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長　　宮　田　孝　夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田２丁目12番６号 株式会社長野銀行東京支店
【電話番号】	東京(03)3258－6351(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長兼東京支店長　　小　幅　　健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社長野銀行東京支店 (東京都千代田区内神田２丁目12番６号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため有価証券報告書の訂正報告書を縦覧に供するものであります。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年６月27日に提出いたしました第54期(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報
第４ 提出会社の状況
６ コーポレート・ガバナンスの状況等
(1) コーポレート・ガバナンスの状況
③ 社外取締役及び社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

③ 社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役として内川小百合氏を選任しております。また、社外監査役として岡野庄平氏、神戸美佳氏及び轟速人氏を選任しております。このうち岡野庄平氏は当行株式を21千株、神戸美佳氏は当行株式を４千株保有しておりますが、これ以外に、当行との間に人的・資本的関係等の特別な利害関係はありません。また社外監査役が代表権又は議決権を保有する法人に対しては、一般の取引条件と同等の基準で取引を行っており、人的・資本的関係等の特別な利害関係はありません。

社外監査役の岡野庄平氏は、他の会社の経営者を務めるなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行の状況を適切に監査いただけるものとして選任しております。次に、神戸美佳氏は、弁護士としての実務経験に基づき、法務全般に関する専門的な知見を有しており、主に法的な観点から客観的かつ公正な監査をいただけるものとして選任しております。また、轟速人氏は、公認会計士及び税理士としての知識・経験により、財務及び会計に関し相当な知見を有しており、その専門的知識を当行の監査に反映していただけるものとして選任しております。

なお、社外監査役を選任するための当行からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役は、監査役会において常勤監査役より監査状況等の報告を受けるとともに、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当行は、監査役からその職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応する体制としております。

なお、当行は、会社法第427条第１項に基づき、平成24年６月28日開催の定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の締結を可能とする定款の一部変更を行っており、当行と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(訂正後)

③ 社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役として内川小百合氏を選任しております。また、社外監査役として岡野庄平氏、神戸美佳氏及び轟速人氏を選任しております。このうち岡野庄平氏は当行株式を21千株、神戸美佳氏は当行株式を４千株保有しておりますが、これ以外に、当行との間に人的・資本的関係等の特別な利害関係はありません。また社外取締役又は社外監査役が代表権又は議決権を保有する法人に対しては、一般の取引条件と同等の基準で取引を行っており、人的・資本的関係等の特別な利害関係はありません。

社外取締役の内川小百合氏は、他の会社の経営者を務めるなど、経営に関する幅広い知識・経験と、人材育成に関わってこられた経験等を当行の経営に活かしていただけるものとして選任しております。続いて、社外監査役の岡野庄平氏は、他の会社の経営者を務めるなど、経営に関する幅広い知識・経験を有

しており、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行の状況を適切に監査いただけるものとして選任しております。次に、神戸美佳氏は、弁護士としての実務経験に基づき、法務全般に関する専門的な知見を有しており、主に法的な観点から客観的かつ公正な監査をいただけるものとして選任しております。また、轟速人氏は、公認会計士及び税理士としての知識・経験により、財務及び会計に関し相当な知見を有しており、その専門的知識を当行の監査に反映していただけるものとして選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当行からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役は、監査役会において常勤監査役より監査状況等の報告を受けるとともに、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当行は、監査役からその職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応する体制としております。

なお、当行は、会社法第427条第１項に基づき、平成24年６月28日開催の定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の締結を可能とする定款の一部変更を行っており、当行と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。